

平成31年3月定例会 資料

長浜市教育委員会

平成31年3月長浜市教育委員会定例会 議事日程

平成31年3月28日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
2月定例会・3月臨時会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第6号 平成31年度長浜市教育行政方針の策定について

議案第7号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第8号 長浜市就学指導委員会規則の一部改正について

議案第9号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

議案第10号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第11号 長浜市就学援助費給付要綱を一部改正する告示を一部改正することについて

議案第12号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱を一部改正する告示を一部改正することについて

議案第13号 長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の制定について

議案第14号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市議会第1回定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

平成31年4月教育委員会定例会開催日程 4月24日(水) 午後3時30分～

平成31年度長浜市教育行政方針の策定について

平成31年度長浜市教育行政方針を別紙のとおり定めることについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課・すこやか教育推進課

議案番号：第7号

件 名：長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

第1 提出理由

- 1 教育委員会の効率的な事務運営を図るため、長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するもの
- 2 長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年規則第5号）が一部改正されることに伴い、準用している箇所を改正するもの

第2 要点

- 1 長浜北部学校給食センターの竣工及び稼動に伴い、教育総務課の事務分掌から「学校給食センターの建設に関すること。」を除き、すこやか教育推進課の事務分掌から「学校給食（学校給食センターの建設に関することを除く。）に関すること。」を除く。
- 2 すこやか教育推進課の事務分掌に、「学校ICT環境の整備に関すること。」を加える。
- 3 学校給食室の事務分掌を、「学校給食に関することとする。」に改める。
- 4 「部局主管課」を廃し、所掌事務（庁費に関することを除く。）を次長の職務とする。
- 5 新たに「部局庶務担当課」を置き、庁費に関する事務を所管する。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

長浜市教育委員会事務局組織規則（平成18年長浜市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会事務局組織規則（平成18年長浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第7条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(13) 学校ICT環境の整備に関すること。

第10条中「学校給食センターの運営に関することとする。」を「学校給食に関することとする。」に改める。

第12条を次のように改める。

（部局庶務担当課）

第12条 事務局における庁費の予算編成、執行管理及び決算に関する事務並びに次長の職務に係る庶務的補助事務を行うため、事務局に部局庶務担当課を置く。

2 部局庶務担当課は、教育総務課とする。

第16条第4項中、「部局主管課事務の総括を行うものとする。」を「第17条第3項各号に規定する事務の総括を行うものとする。」に改める。

第17号第3項を次のように改める。

3 次長は、次に掲げる事務の執行に関する責任を持ち、事務局の適正な運営に努め、所属職員を指揮監督して、効果的な事務の遂行を図る。

(1) 事務局に係る政策の企画及び調整に関すること。

(2) 事務局に属する条例、教育委員会規則等の調整に関すること。

(3) 事務局の予算編成、執行管理及び決算の総括に関すること。（庁費に関することを除く。）

(4) 事務局に属する議会関係事務の総括に関すること。

(5) 事務局に係る危機管理の総括に関すること。

(6) 事務局に係る広報広聴の総括に関すること。

(7) 事務局内の行財政改革実施の総括に関すること。

(8) 事務局内のグループ編成及び事務分掌に関すること。

- (9) 事務局内の人事配置に関する事。
 - (10) 教育部長印の管理に関する事。
 - (11) 事務局内各課及び室の連絡調整並びに事務局内会議の開催に関する事。
- 第18条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(教育総務課の事務分掌)</p> <p>第4条 教育総務課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(すこやか教育推進課の事務分掌)</p> <p>第7条 すこやか教育推進課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>学校ICT環境の整備に関すること。</u></p> <p>(学校給食室の事務分掌)</p> <p>第10条 学校給食室の事務分掌は、<u>学校給食に関することとする。</u></p> <p>(部局庶務担当課)</p> <p>第12条 <u>事務局における庁費の予算編成、執行管理及び決算に関する事務並びに次長の職務に係る庶務的補助事務を行うため、事務局に部局庶務担当課を置く。</u></p> <p>2 <u>部局庶務担当課は、教育総務課とする。</u></p> <p>(教育部長の基本的職務内容)</p> <p>第16条 教育部長は、教育長が行う重要施策の決定を補佐するとともに教育長の命を受けて所管する事務の方針及び目標を設定し、<u>教育長の承認を得て、これを所属の課長</u></p>	<p>(教育総務課の事務分掌)</p> <p>第4条 教育総務課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>学校給食センターの建設に関すること。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(すこやか教育推進課の事務分掌)</p> <p>第7条 すこやか教育推進課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>学校給食(学校給食センターの建設に関するものを除く。)に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(学校給食室の事務分掌)</p> <p>第10条 学校給食室の事務分掌は、<u>学校給食センターの運営に関することとする。</u></p> <p>(部局主管課)</p> <p>第12条 <u>事務局における部局主管課は、教育総務課とする。</u></p> <p>2 <u>部局主管課の事務分掌は、長浜市行政組織及び事務分掌規則(平成18年長浜市規則第5号)を準用する。</u></p> <p>(教育部長の基本的職務内容)</p> <p>第16条 教育部長は、教育長が行う重要施策の決定を補佐するとともに教育長の命を受けて所管する事務の方針及び目標を設定し、<u>教育長の承認を得て、これを所属の課長</u></p>

新	旧
<p>に周知徹底させ、職務の遂行を図り所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>教育部長は、所管する事務が円滑に遂行されるよう、第17条第3項各号に規定する事務の総括を行うものとする。</u></p> <p>(次長及び管理監の基本的職務内容)</p> <p>第17条 次長は、教育部長のもとで、事務局のマネジメントを補佐し、事務局が所管する事務を整理調整するとともに、教育部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>次長は、次に掲げる事務の執行に関する責任を持ち、事務局の適正な運営に努め、所属職員を指揮監督して、効果的な事務の遂行を図る。</u></p> <p>(1) <u>事務局に係る政策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事務局に属する条例、教育委員会規則等の調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>事務局の予算編成、執行管理及び決算の総括に関すること。(庁費に関するものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>事務局に属する議会関係事務の総括に関すること。</u></p> <p>(5) <u>事務局に係る危機管理の総括に関すること。</u></p> <p>(6) <u>事務局に係る広報広聴の総括に関すること。</u></p> <p>(7) <u>事務局内の行財政改革実施の総括に関すること。</u></p> <p>(8) <u>事務局内のグループ編成及び事務分掌に関すること。</u></p> <p>(9) <u>事務局内の人事配置に関すること。</u></p> <p>(10) <u>教育部長印の管理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>事務局内各課及び室の連絡調整並びに事務局内会議の開催に関すること。</u></p> <p>(課長の基本的職務内容)</p> <p>第18条 課長は、上司が行う、事務の方針及び目標の設定並びに事業の決定を補佐するとともに、指示された方針及び目標に基づき、所管する事務の目標及び実施計画を立案し、上司の承認を得て、所属職員に周知徹底させ、職務の遂行を図り所属職員を指揮監督する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>に周知徹底させ、職務の遂行を図り所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>教育部長は、所管する事務が円滑に遂行されるよう、部局主管課事務の総括を行うものとする。</u></p> <p>(次長及び管理監の基本的職務内容)</p> <p>第17条 次長は、教育部長のもとで、事務局のマネジメントを補佐し、事務局が所管する事務を整理調整するとともに、教育部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>次長は、第12条第2項に規定する部局主管課事務を統括処理し、部の適正な運営に努め、所属職員を指揮監督して、効果的な事務の遂行を図る。</u></p> <p>(課長の基本的職務内容)</p> <p>第18条 課長は、上司が行う、事務の方針及び目標の設定並びに事業の決定を補佐するとともに、指示された方針及び目標に基づき、所管する事務の目標及び実施計画を立案し、上司の承認を得て、所属職員に周知徹底させ、職務の遂行を図り所属職員を指揮監督する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>部局主管課の長は、上司の指示のもと、部局主管課事務の執行に関する責任を持つ。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第8号

件 名：長浜市就学指導委員会規則の一部改正について

第1 提出理由

長浜市附属機関設置条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規則の一部を改正するもの

第2 要点

1 題名の改正

「長浜市就学指導委員会規則」を「長浜市特別支援教育支援委員会規則」に改める。

2 所掌事務の改正

第2条第1号を「特別な支援を必要とする児童及び生徒の調査並びに適正な就学支援に関すること」に改め、同条第2号を「特別な支援を必要とする児童及び生徒の教育指導に関すること」に改める。

3 専門部会の設置

専門的業務を司るため、必要に応じて、専門部会を置くことができるようにする。所属委員は、委員の中から委員長が指名することとする。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学指導委員会規則の一部改正について

長浜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

長浜市就学指導委員会規則（平成18年長浜市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「特別支援教育支援」に改める。

第1条中「就学指導」を「特別支援教育支援」に改める。

第2条中「長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する」を削り、「の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。」を「は、次に掲げる事項を所掌する。」に改め、同条第1号を「特別な支援を必要とする児童及び生徒の調査並びに適正な就学支援」に改め、同条第2号を「特別な支援を必要とする児童及び生徒の教育指導」に改める。

第3条を次のように改める。

（組織及び委員）

第3条 委員会は40人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

（1） 医師

（2） 学識経験者

（3） 教育関係者

（4） 関係行政機関の職員

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条第1項中「（以下「会議」という。）」を削る。

第8条中「教育長が別に定める。」を「委員長が委員会に諮って定める。」に改め、同条を第9条とする。

第6条及び第7条を1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第6条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に所属する者は、委員の中から委員長が指名する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>長浜市特別支援教育支援委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市特別支援教育支援委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 特別な支援を必要とする児童及び生徒の調査並びに適正な就学支援に関すること。</p> <p>(2) 特別な支援を必要とする児童及び生徒の教育指導に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 委員会は40人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>長浜市就学指導委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市就学指導委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 適切な就学に関すること。</p> <p>就学にかかる該当幼児、児童及び生徒の障害の種類や程度等並びに個に応じた教育的支援の在り方や望ましい就学先等について、本人及び保護者の意見を把握し総合的な観点から調査及び審議を行い、その結果を市教育委員会に答申する。</p> <p>(2) 学校及び関係者に対する指導助言に関すること。</p> <p>就学若しくは入級に向けて、又は就学後の適応状況について、保護者への情報提供、意見聴取、教育相談等を適切に行うよう、学校及び関係者に指導助言する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係教育機関の職員</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p>

新	旧
<p>(1) 医師</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 教育関係者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育長が行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(専門部会)</p> <p>第6条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会に所属する者は、委員の中から委員長が指名する。</p> <p>(調査員)</p> <p>第7条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。</p> <p>2 調査員は、教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、長浜市教育委員会事務局教育指導課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育長が行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(調査員)</p> <p>第6条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。</p> <p>2 調査員は、教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、長浜市教育委員会事務局教育指導課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第9号

件 名：長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部
改正について

第1 提出理由

- (1) 文部科学省より、「教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、行政不服審査法第4条第1号の規定により、教育長が審査請求をすべき行政庁となる」と通知されたことに伴い、審査請求に関する事務を処理する者を明らかにするため、教育委員会から教育長に委任される事務に関する規定を見直すもの
- (2) 教科書に関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び第2項において、教育長へ委任することを禁じられていないが、その目的と性質から教育委員会で議決すべき事項と考えられるため、教育長へ委任できないよう規定するもの

第2 要点

- (1) 教育長に委任できない事務に関する規定のうち、「請願訴訟又は審査請求に関すること」を「請願、訴訟又は教育委員会に対する審査請求に関すること」に改める
- (2) 教育長に委任できない事務に、「教科書採択に関すること」を新たに規定する。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第6号）を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を次のように改める。

（7）請願、訴訟及び教育委員会に対する審査請求に関すること。

同条第8号の次に次の1号を加える。

（9）教科書採択に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(委任事務)</p> <p>第1条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第2項に規定する事項及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>請願、訴訟又は教育委員会に対する審査請求に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>教科書採択に関すること。</u></p>	<p>(委任事務)</p> <p>第1条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第2項に規定する事項及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>請願訴訟又は審査請求に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第10号

件 名：長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

第1 提出理由

- 1 長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成18年長浜市教育委員会規則第6号)の一部改正に伴い、教育長に委任された事務に対する請願、訴訟又は審査請求に関する事務を処理する者を明らかにするとともに、文言整理を行うもの
- 2 長浜市事務決裁規程(平成18年訓令第3号)が一部改正されることに伴い、準用している箇所を改正する。

第2 要点

- 1 別表1中「(6) 所掌事務に係る行政不服又は訴訟に関すること」の「1 行政処分に対する審査請求の受付及び裁決」に、「教育長に委任された事務に係る」の文言を加える。また、合議先に「教育総務課長」を加える。
- 2 事務分掌と項目の見直しに係る文言整理
 - (1) 「部局主管課」を廃し、「次長」の事務における職務権限を規定する。
 - (2) 新たに「部局庶務担当課」を置き、その事務における職務権限を規定する。
- 3 その他文言調整

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）中「

(1) 所掌事務に係る方針及び計画の策定に関すること。	1 教育行政の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定	○			総合政策部長 総合政策課長	
	2 事務局の事務の処理方針及び計画の決定		○		関係部課長	
	3 課の事務の処理方針及び計画の決定			○		
(2) 所掌事務に係る議案の提案に関すること。	市議会の議決、承認、認定若しくは同意を要する事項に係る議案に関すること。	○			総務部長 財政課長	
(3) 所掌事務に係る専決処分に関すること。	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第179条及び第180条の規定による専決処分に関すること。	○			総務部長 財政課長	

(4) 所掌事務に係る条例、規則等の制定及び改廃に関すること。	1 条例及び規則の制定並びに改廃	○			教育総務課長 総務課長 総務部長及び財政課長（ただし、規則については、財政負担を伴うものに限る。）	
	2 訓令、要綱等の制定及び改廃	重要	軽易		教育総務課長 総務課長 財政負担を伴うものは総務部長及び財政課長	
	3 告示、公示及び公表に関すること。	重要	軽易		教育総務課長 総務課長	

」を「

(1) 所掌事務に係る方針及び計画の策定に関すること。	1 事務局の事務の処理方針及び計画の決定	○			関係部課長	
	2 課の事務の処理方針及び計画の決定			○		
(2) 所掌事務に係る議案の提案に関すること。	教育委員会の議決、承認、認定、同意を要する事項若しくは意見の申	○			教育総務課長	

	出に係る議案に関する すること。					
(3) 所掌事務に係る専決処分に関する こと。	長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成18年教育委員会規則第6号)第4条の規定による専決処分に関する こと。	○			教育総務課長 人事課長	
(4) 所掌事務に係る条例、教育委員会規則等の制定及び改廃に関する こと。	告示、公示及び公表に関する こと。	重要	軽易		教育総務課長 総務課長	

」に改め、「

(6) 所掌事務に係る行政不服又は訴訟に関する こと。	1 行政処分に対する審査請求の受付及び裁決	○			総務課長	
	2 法的紛争に関する処理					
	(1) 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○			総務部長 総務課長	
	(2) 調停の申立て	○			総務部長 総務課長	
	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て	○			総務部長 総務課長	
	(4) 訴訟等における訴訟代理人又は指定代理人		○		総務部長 総務課長	

	の選任					
	(5) 証人、参考人等として裁判所へ出頭することの決定		○			総務課長

」を「

(6) 所掌事務に係る行政不服又は訴訟に関すること。	1 教育長に委任されている事務に係る行政処分に対する審査請求の受付及び裁決	○				教育総務課長 総務課長
	2 法的紛争に関する処理					
	(1) 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○				教育総務課長 総務部長 総務課長
	(2) 調停の申立て	○				教育総務課長 総務部長 総務課長
	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て	○				教育総務課長 総務部長 総務課長
	(4) 訴訟等における訴訟代理人又は指定代理人の選任		○			教育総務課長 総務部長 総務課長
	(5) 証人、参考人等として裁判所へ出頭することの決定		○			教育総務課長 総務課長

」に改め、「

(8) 所掌事務に係る予算及び決算に関すること。	1 予算要求書及び予算執行計画(変更)調書等の作成		○			
	2 収支計画書の作成			○		
	3 予算の再配当			○		重要な案件は、予算の配当替え申請による。
	4 歳出予算の流用申請	別表第2(1)の部局主管課(長浜市教育委員会事務局組織規則(平成18年長浜市教育委員会規則第4号)第14条に規定する課をいう。以下同じ。)の事務における職務権限の表による。				
	5 節内の流用決定			○		消耗品費、食糧費、負担金、補助及び交付金は、財政課長専決
	6 予備費の充当申請		○		部局主管課長	
	7 予算の配当替え申請		○		部局主管課長	

	8 事故繰越に関する こと。	○			総務部長 財政課長	
	9 基金に関する こと。	○			総務部長 公共施設 マネジメ ント課長 財政課長	
	10 弾力条項に関 すること。	○			総務部長 財政課長	
	11 負担行為何及 び決議	別表第1(2)支出負担行為何 及び決議の表による。				
	12 支出の命令			○	1件30万 円以上 財政課長 (ただ し、概算 払又は前 金払に限 る。)	
	13 振替、更正及 び戻しの命令			○		
	14 収入の調定及 び納入通知書の 発行			○	1件100万 円以上 財政課長	
	15 資金前渡及び 概算払の精算並 びに前金払の確 認			○	ただし、 委託料の 前払金は 財政課長	

」を「

(8) 所掌事務 に係る予算及び 決算に関するこ と。	1 予算要求書及 び予算執行計画 (変更)調書等 の作成		○			
--------------------------------------	---------------------------------------	--	---	--	--	--

2	収支計画書の作成			○		
3	予算の再配当			○		重要な案件は、予算の配当替え申請による。
4	歳出予算の流用申請	別表第2(1)の次長の事務における職務権限の表による。				
5	節内の流用決定			○		消耗品費、食糧費、負担金、補助及び交付金は、財政課長専決
6	予備費の充当申請		○			
7	予算の配当替え申請		○			
8	事故繰越に關すること。	○				総務部長 財政課長
9	基金に關すること。	○				総務部長 公共施設 マネジメント課長 財政課長
10	弾力条項に關	○				総務部長

	すること。				財政課長	
	11 負担行為何及び決議	別表第1(2)支出負担行為何及び決議の表による。				
	12 支出の命令			○	1件30万円以上 財政課長 (ただし、概算 払又は前 金払に限 る。)	
	13 振替、更正及び戻出の命令			○		
	14 収入の調定及び納入通知書の発行			○	1件100万円以上 財政課長	
	15 資金前渡及び概算払の精算並びに前金払の確認			○	ただし、 委託料の 前払金は 財政課長	

」に改め、「

(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位(課長以上とする。)の職務権限の変更についての意見具申			○		
	2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定			○	行政経営 改革課長 部局主管 課長	
	3 所掌事務に係					

	る専決権の分与					
	(1) 教育部長の専決事項	○			行政経営改革課長	
	(2) 課長の専決事項		○		行政経営改革課長	
	4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認	重要	輕易		総務部長 人事課長	
	5 職務に専念する義務の免除の承認	○			総務部長	
	6 人事考課					
	(1) 教育部長	○				
	(2) 理事及び課長		○			
	(3) 参事以下の職員			○		
	7 所属職員の職場研修計画の決定及び実施			○		
	8 派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）					
	(1) 教育部長	○				
	(2) 理事及び課長		○			

	(3) 参事以下の職員			○		
	9 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）			○		
	10 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○				
	11 身分証等の交付の決定			○		
	12 年次休暇の承認					
	(1) 教育部長	○				
	(2) 理事及び課長			○		
	(3) 参事以下の職員			○		
	13 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○		
	14 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り			○	人事課長	
	15 出張の命令及び依頼並びにその復命の受理					

	(1) 教育部長	○				
	(2) 理事及び課長		○			
	(3) 参事以下の職員			○		

」を「

(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申		○				
	2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定			○	行政経営改革課長 次長		
	3 所掌事務に係る専決権の分与						
	(1) 教育部長の専決事項	○			行政経営改革課長		
	(2) 課長の専決事項		○		行政経営改革課長		
	4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認	重要		輕易		総務部長 人事課長	
	5 職務に専念する義務の免除の承認				○		

6	人事考課					
(1)	教育部長	○				
(2)	次長及び 課長		○			
(3)	参事以下 の職員			○		
7	所属職員の職 場研修計画の決 定及び実施			○		
8	派遣研修（人 事課所管の派遣 研修を除く。）					
(1)	教育部長	○				
(2)	次長及び 課長		○			
(3)	参事以下 の職員			○		
9	資格取得に係 る講習等への参 加の決定（対象 となる講習等に ついて、業務担 当主管課のない ものに参加する 場合を除く。）		○			
10	職員の表彰、 褒章等に係る推 薦及び内申	○				
11	身分証等の交 付の決定			○		

」に改める。

別表第2を次のように改める。

(1) 次長の事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考
		教育長	教育部長	次長		
(1) 事務局に係る政策の企画及び調整に関すること。	事務局に係る政策の企画及び調整		○			
(2) 事務局に属する条例、規則、規程等の調整に関すること。	事務局に属する条例、規則、規程等の調整		○			
(3) 事務局の予算編成、執行管理、決算の総括に関すること。	歳出予算の流用の申請			○		財政課長決裁が必要でないものは課長決裁
	その他のもの		○			
(4) 事務局に属する議会関係事務の総括に関すること。	事務局に属する議会関係事務の総括		○			
(5) 事務局に係る危機管理の総括に関すること。	事務局に係る危機管理の総括		○			
(6) 事務局内の行財政改革の実施の総括に関すること。	事務局内の行財政改革の実施の総括		○			
(7) 事務局内のグループ編成、事務分掌に関すること。	事務局内のグループ編成、事務分掌		○		行政経営改革課協議	
(8) 事務局内の人事配置に関すること。	事務局内の人事配置		○		人事課協議	
(9) 教育部長印の管理に関すること。	教育部長印の管理			○		

(10) 事務局内各課、室の連絡調整及び事務局内会議の開催に関すること。	事務局内各課、室の連絡調整及び事務局内会議の開催			○		
--------------------------------------	--------------------------	--	--	---	--	--

(2) 部局庶務担当課の事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考
		教育長	教育部長	課長		
事務局の予算編成、執行管理及び決算の総括に関すること (庁費の予算編成、執行管理及び決算に関するものに限る)。	庁費の予算編成、執行管理及び決算に関するもの					
	(1) 庁費の執行			○		
	(2) その他のもの		○			

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正

新							旧						
別表第1 (第5条、第6条関係) (1) 共通事務における職務権限							別表第1 (第5条、第6条関係) (1) 共通事務における職務権限						
事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考	事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考
		教育長	教育部長	課長					教育長	教育部長	課長		
(1) 所掌事務に係る方針及び計画の策定に関すること。	1 事務局の事務の処理方針及び計画の決定	○			関係部課長		(1) 所掌事務に係る方針及び計画の策定に関すること。	1 教育行政の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定	○			総合政策部長 総合政策課長	
	2 課の事務の処理方針及び計画の決定			○				2 事務局の事務の処理方針及び計画の決定		○		関係部課長	
								3 課の事務の処理方針及び計画の決定			○		
(2) 所掌事務に係る議案の提案に関すること。	教育委員会の議決、承認、認定、同意を要する事項若しくは意見の申出に係る議案に関すること。	○			教育総務課長		(2) 所掌事務に係る議案の提案に関すること。	市議会の議決、承認、認定若しくは同意を要する事項に係る議案に関すること。	○			総務部長 財政課長	
(3) 所掌事務に係る専決処分に	長浜市教育委員会の権限に属する事	○			教育総務課長		(3) 所掌事務に係る専決処分に	地方自治法(昭和22年4月17日法律	○			総務部長 財政課長	

新							旧						
関すること。	務の一部を教育長に委任する規則(平成18年教育委員会規則第6号)第4条の規定による専決処分に関すること。				人事課長		関すること。	第67号) 第179条及び第180条の規定による専決処分に関すること。					
(4) 所掌事務に係る条例、教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。	告示、公示及び公表に関すること。	重要	軽易		教育総務課長		(4) 所掌事務に係る条例、規則等の制定及び改廃に関すること。	1 条例及び規則の制定並びに改廃	○			教育総務課長 総務課長 総務部長及び財政課長(ただし、規則については、財政負担を伴うものに限る。)	
								2 訓令、要綱等の制定及び改廃		重要	軽易	教育総務課長 総務課長 財政負担を伴うものは総務部長及び財政課長	
								3 告示、公示及び公表に関すること。	重要	軽易	教育総務課長 総務課長		

新					
(略)					
(6) 所掌事務に係る行政不服又は訴訟に関すること。	1 教育長に委任されている事務に係る行政処分に対する審査請求の受付及び判決	○			教育総務課長 総務課長
	2 法的紛争に関する処理				
	(1) 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○			教育総務課長 総務部長 総務課長
	(2) 調停の申立て	○			教育総務課長 総務部長 総務課長
	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て	○			教育総務課長 総務部長 総務課長
	(4) 訴訟等における訴訟代理人又は指定代理人の選任		○		教育総務課長 総務部長 総務課長
	(5) 証人、参考人等として裁判所へ出頭			○	教育総務課長 総務課長

旧					
(略)					
(6) 所掌事務に係る行政不服又は訴訟に関すること。	1 行政処分に対する審査請求の受付及び判決	○			総務課長
	2 法的紛争に関する処理				
	(1) 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○			総務部長 総務課長
	(2) 調停の申立て	○			総務部長 総務課長
	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て	○			総務部長 総務課長
	(4) 訴訟等における訴訟代理人又は指定代理人の選任		○		総務部長 総務課長
	(5) 証人、参考人等として裁判所へ出頭			○	総務課長

新					
	することの決定				
(略)					
(8) 所掌事務に係る予算及び決算に関すること。	1 予算要求書及び予算執行計画(変更)調書等の作成	○			
	2 収支計画書の作成		○		
	3 予算の再配当			○	重要な案件は、予算の配当替え申請による。
	4 歳出予算の流用申請	別表第2(1)の次長の事務における職務権限の表による。			
	5 節内の流用決定			○	消耗品費、食糧費、負担金、補助費等

旧					
	することの決定				
(略)					
(8) 所掌事務に係る予算及び決算に関すること。	1 予算要求書及び予算執行計画(変更)調書等の作成	○			
	2 収支計画書の作成		○		
	3 予算の再配当			○	重要な案件は、予算の配当替え申請による。
	4 歳出予算の流用申請	別表第2(1)の部局主管課(長浜市教育委員会事務局組織規則(平成18年長浜市教育委員会規則第4号)第14条に規定する課をいう。以下同じ。)の事務における職務権限の表による。			
	5 節内の流用決定			○	消耗品費、食糧費、負担金、補助

新				
				交付金は、財政課長専決
6 予備費の充当申請		○		
7 予算の配当替え申請		○		
8 事故繰越に関する事	○			総務部長 財政課長
9 基金に関する事	○			総務部長 公共施設 マネジメント課長 財政課長
10 弾力条項に関する事	○			総務部長 財政課長
11 負担行為同及び決議	別表第1(2)支出負担行為同及び決議の表による。			
12 支出の命令			○	1件30万円以上 財政課長 (ただし、概算 払又は前 金払に限 る。)

旧				
				助及び交付金は、財政課長専決
6 予備費の充当申請		○		部局主管 課長
7 予算の配当替え申請		○		部局主管 課長
8 事故繰越に関する事	○			総務部長 財政課長
9 基金に関する事	○			総務部長 公共施設 マネジメント課長 財政課長
10 弾力条項に関する事	○			総務部長 財政課長
11 負担行為同及び決議	別表第1(2)支出負担行為同及び決議の表による。			
12 支出の命令			○	1件30万円以上 財政課長 (ただし、概算 払又は前 金払に限 る。)

(5/11)

新				
13 振替、更正及び戻出の命令		○		
14 収入の調定及び納入通知書の発行		○		1件100万円以上 財政課長
15 資金前渡及び概算払の精算並びに前金払の確認		○		ただし、委託料の前払金は 財政課長
(略)				
(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関する事	○			
1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位(課長以上とする。)の職務権限の変更についての意見具申		○		
2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定		○		行政経営 改革課長 次長
3 所掌事務に係る専決権の分与				
(1) 教育部長の専決事項	○			行政経営 改革課長
(2) 課長の専決事項	○			行政経営 改革課長

旧				
13 振替、更正及び戻出の命令		○		
14 収入の調定及び納入通知書の発行		○		1件100万円以上 財政課長
15 資金前渡及び概算払の精算並びに前金払の確認		○		ただし、委託料の前払金は 財政課長
(略)				
(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関する事	○			
1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位(課長以上とする。)の職務権限の変更についての意見具申		○		
2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定		○		行政経営 改革課長 部局主管 課長
3 所掌事務に係る専決権の分与				
(1) 教育部長の専決事項	○			行政経営 改革課長
(2) 課長の専決事項	○			行政経営 改革課長

(6/11)

新				
4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認				総務部長 人事課長
5 職務に専念する義務の免除の承認			○	
6 人事考課				
(1) 教育部長	○			
(2) 次長及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	
7 所属職員の職場研修計画の決定及び実施			○	
8 派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）				
(1) 教育部長	○			
(2) 次長及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	

旧				
4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認				総務部長 人事課長
5 職務に専念する義務の免除の承認			○	総務部長
6 人事考課				
(1) 教育部長	○			
(2) 理事及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	
7 所属職員の職場研修計画の決定及び実施				○
8 派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）				
(1) 教育部長	○			
(2) 理事及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	

新				
9 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）			○	
10 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○			
11 身分証等の交付の決定			○	
12 年次休暇の承認				
(1) 教育部長	○			
(2) 次長及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	
13 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○	
14 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り		○		人事課長
15 出張の命令及				

旧				
9 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）			○	
10 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○			
11 身分証等の交付の決定			○	
12 年次休暇の承認				
(1) 教育部長	○			
(2) 理事及び課長		○		
(3) 参事以下の職員			○	
13 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○	
14 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り		○		人事課長
15 出張の命令及				

新						
	び依頼並びにその復命の受理					
	(1) 教育部長	○				
	(2) 次長及び課長		○			
	(3) 参事以下の職員			○		
(略)						

旧						
	び依頼並びにその復命の受理					
	(1) 教育部長	○				
	(2) 理事及び課長		○			
	(3) 参事以下の職員			○		
(略)						

(2) 支出負担行為同及び決議

新						
(略)						
9 旅費					○	
(略)						

(2) 支出負担行為同及び決議

旧						
(略)						
9 旅費					○	宿泊を伴うもの、県外出張は部局主管課長
(略)						

別表第2 (第5条、第6条関係)

別表第2 (第5条、第6条関係)

(1) 次長の事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考
		教育長	教育部長	次長		
(1) 事務局に係る政策の企画及び調整に関すること。	事務局に係る政策の企画及び調整		○			
(2) 事務局に属する条例、規則、規程等の調整に関すること。	事務局に属する条例、規則、規程等の調整		○			

部局主管課の事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考
		教育長	教育部長	課長		
(1) 事務局に係る政策の企画及び調整に関すること。	事務局に係る政策の企画及び調整		○			
(2) 事務局に属する条例、規則、規程等の調整に関すること。	事務局に属する条例、規則、規程等の調整		○			

(9/11)

新						
(3) 事務局の予算編成、執行管理、決算の総括に関すること。	歳出予算の流用の申請			○		財政課長決裁が必要でないものは課長決裁
	その他のもの		○			
(4) 事務局に属する議会関係事務の総括に関すること。	事務局に属する議会関係事務の総括		○			
(5) 事務局に係る危機管理の総括に関すること。	事務局に係る危機管理の総括		○			
(6) 事務局内の行財政改革の実施の総括に関すること。	事務局内の行財政改革の実施の総括		○			
(7) 事務局内のグループ編成、事務分掌に関すること。	事務局内のグループ編成、事務分掌		○			行政経営改革課協議
(8) 事務局内の人事配置に関すること。	事務局内の人事配置		○			人事課協議
(9) 教育部長印の管理に関すること。	教育部長印の管理			○		

旧						
(3) 事務局の予算編成、執行管理、決算の総括に関すること。	事務局の予算編成、執行管理、決算の総括					
	(1) 庁費の執行			○		
	(2) 歳出予算の流用の申請			○		
	(3) その他のもの			○		
(4) 事務局に属する議会関係事務の総括に関すること。	事務局に属する議会関係事務の総括			○		
(5) 事務局に係る危機管理の総括に関すること。	事務局に係る危機管理の総括			○		
(6) 事務局内の行財政改革の実施の総括に関すること。	事務局内の行財政改革の実施の総括			○		
(7) 事務局内のグループ編成、事務分掌に関すること。	事務局内のグループ編成、事務分掌			○		行政経営改革課協議
(8) 事務局内の人事配置に関すること。	事務局内の人事配置			○		人事課協議
(9) 教育部長印の管理に関すること。	教育部長印の管理				○	

(10/11)

新						旧					
(10) 事務局内各課、室の連絡調整及び事務局内会議の開催に関すること。	事務局内各課、室の連絡調整及び事務局内会議の開催			○		(10) 事務局内各課、室の連絡調整及び部内会議の開催に関すること。	事務局内各課、室の連絡調整及び部内会議の開催			○	
(2) 部局庶務担当課の事務における職務権限											
事務分掌	項目	決裁者			合議先	備考					
		教育長	教育部長	課長							
事務局の予算編成、執行管理及び決算の総括に関すること（庁費の予算編成、執行管理及び決算に関するものに限る）。	庁費の予算編成、執行管理及び決算に関するもの										
	(1) 庁費の執行			○							
	(2) その他のもの		○								

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第11号・第12号

件 名：長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について
長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について

第1 提出理由

長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則及び長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正により、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の給付に係る処分に関する審査請求は教育長が行うことから、告示に定める様式の一部を改正するもの

第2 要点

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示 様式第3号から第6号中の文言修正
長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示 様式第2号及び第3号中の文言修正

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。



教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費給付要綱を一部改正する告示を一部改正することについて

長浜市就学援助費給付要綱を一部改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市就学援助費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）を一部改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から第6号までの教示中「長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます」を「教育長に対して審査請求をすることができます。」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費給付要綱を一部改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第2号）の一部改正

新	旧																														
<p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校名・学年</td><td>学校</td><td>年</td></tr> <tr><td>児童・生徒名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>認定日</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr><td>認定理由番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>教育長に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			認定日	年	月 日	認定理由番号			<p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校名・学年</td><td>学校</td><td>年</td></tr> <tr><td>児童・生徒名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>認定日</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr><td>認定理由番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			認定日	年	月 日	認定理由番号		
学校名・学年	学校	年																													
児童・生徒名																															
保護者名																															
認定日	年	月 日																													
認定理由番号																															
学校名・学年	学校	年																													
児童・生徒名																															
保護者名																															
認定日	年	月 日																													
認定理由番号																															

新	旧																														
<p>様式第4号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付否認通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校名・学年</td><td>学校</td><td>年</td></tr> <tr><td>児童・生徒名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>否認日</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr><td>否認理由番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>教育長に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			否認日	年	月 日	否認理由番号			<p>様式第4号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付否認通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校名・学年</td><td>学校</td><td>年</td></tr> <tr><td>児童・生徒名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>保護者名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>否認日</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr><td>否認理由番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			否認日	年	月 日	否認理由番号		
学校名・学年	学校	年																													
児童・生徒名																															
保護者名																															
否認日	年	月 日																													
否認理由番号																															
学校名・学年	学校	年																													
児童・生徒名																															
保護者名																															
否認日	年	月 日																													
否認理由番号																															

新	旧																														
<p>様式第5号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:40%; text-align: center;">学校 年</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定理由番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>教育長に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校 年		児童・生徒名			保護者名			認定日	年 月 日		認定理由番号			<p>様式第5号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:40%; text-align: center;">学校 年</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定理由番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校 年		児童・生徒名			保護者名			認定日	年 月 日		認定理由番号		
学校名・学年	学校 年																														
児童・生徒名																															
保護者名																															
認定日	年 月 日																														
認定理由番号																															
学校名・学年	学校 年																														
児童・生徒名																															
保護者名																															
認定日	年 月 日																														
認定理由番号																															

新	旧																														
<p>様式第6号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付否認通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:40%; text-align: center;">学校 年</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認理由番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>教育長に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校 年		児童・生徒名			保護者名			否認日	年 月 日		否認理由番号			<p>様式第6号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付否認通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:40%; text-align: center;">学校 年</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認理由番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</u> この処分については、<u>上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	学校 年		児童・生徒名			保護者名			否認日	年 月 日		否認理由番号		
学校名・学年	学校 年																														
児童・生徒名																															
保護者名																															
否認日	年 月 日																														
否認理由番号																															
学校名・学年	学校 年																														
児童・生徒名																															
保護者名																															
否認日	年 月 日																														
否認理由番号																															

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱を一部改正する告示を一部改正することについて

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱を一部改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）を一部改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び第3号の教示中「長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます」を「教育長に対して審査請求をすることができます。」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱を一部改正する告示の一部改正について

新	旧																																
<p>様式第2号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">特別支援教育就学奨励費給付認定通知書</p> <p>特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名 ・ 学 年</td> <td>長浜市立</td> <td>学 校</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>認 定 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年	児 童 ・ 生 徒 名				保 護 者 名				認 定 日	年 月 日			<p>様式第2号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">特別支援教育就学奨励費給付認定通知書</p> <p>特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名 ・ 学 年</td> <td>長浜市立</td> <td>学 校</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>認 定 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年	児 童 ・ 生 徒 名				保 護 者 名				認 定 日	年 月 日		
学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年																														
児 童 ・ 生 徒 名																																	
保 護 者 名																																	
認 定 日	年 月 日																																
学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年																														
児 童 ・ 生 徒 名																																	
保 護 者 名																																	
認 定 日	年 月 日																																

新	旧																																								
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">特別支援教育就学奨励費給付否認通知書</p> <p>特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名 ・ 学 年</td> <td>長浜市立</td> <td>学 校</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>否 認 定 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否 認 定 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年	児 童 ・ 生 徒 名				保 護 者 名				否 認 定 日	年 月 日			否 認 定 理 由				<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">特別支援教育就学奨励費給付否認通知書</p> <p>特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学 校 名 ・ 学 年</td> <td>長浜市立</td> <td>学 校</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>否 認 定 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否 認 定 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年	児 童 ・ 生 徒 名				保 護 者 名				否 認 定 日	年 月 日			否 認 定 理 由			
学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年																																						
児 童 ・ 生 徒 名																																									
保 護 者 名																																									
否 認 定 日	年 月 日																																								
否 認 定 理 由																																									
学 校 名 ・ 学 年	長浜市立	学 校	年																																						
児 童 ・ 生 徒 名																																									
保 護 者 名																																									
否 認 定 日	年 月 日																																								
否 認 定 理 由																																									

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第13号

件 名：長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の制定について

第1 提出理由

子どもや教職員の安全を守るための危機管理体制の強化を図るためには、通話録音装置設置の必要性は高いと言えるが、装置を用いて記録したものは個人情報に該当する場合があるため、その取扱については法令等の定めに従い特段の配慮を要する。よって、市内校園の通話記録装置の設置、及びこれにより取得した通話記録を適正に管理運用していくために、必要となる事項を定めるもの

第2 要点

犯罪の防止と警察への捜査協力及び学校等における教育指導及び保育上の紛争の防止のため、この要綱では、以下のことを定める。

1 管理責任者等

- ・管理責任者 各学校・園の長で、通話録音装置の設置及び運用を統括的に管理する。
- ・通話録音装置管理取扱者 管理責任者が任命する者で、管理責任者を補佐する。
- ・操作担当者 管理責任者及び管理取扱者が指名する者で、通話録音装置を操作する。

2 管理責任者等の責務

内部蓄積データ及び外部蓄積データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じること

3 通話記録装置の設置等の公表

- (1) 公表の内容 通話録音装置の設置の事実及び利用目的
- (2) 公表の方法 学校等の公式ホームページへの掲載その他適切な方法による。

4 事前告知

- (1) 事前告知の内容・・・録音すること及びその目的
- (2) 事前告知の例外・・・次に該当する場合は不要とする。
 - ・通話内容が市民または職員の生命、身体、財産を害するなど事件性が疑われるもの
 - ・民事訴訟に発展するおそれがある内容を含むと認められるもの
 - ・その他告知しないことについてやむを得ない事由が認められるもの

5 内部蓄積データ等の保存及び廃棄

- ・データの保存期間は、録音された日から2か月間とする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、相当期間の延長を認める。

- ・保存期間を経過したデータは、上書き等の方法により消去しなければならない。
- ・データは、録音した時のままの状態での保存し、複製及び改変を認めない。ただし目的を達成するため特に必要があると教育長が認める場合は複製を認める。
- ・外部蓄積データが記録されている外部電磁的記録媒体及び複製されたデータが記録されている電磁的記録媒体は、施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。
- ・複製されたデータが記録されている電磁的記録媒体が不要となったときは、破碎等記録が再現不可能となる方法により破棄しなければならない。

6 運用等

通話録音装置の運用に関する長浜市情報公開条例及び長浜市個人情報保護条例の遵守について定める。

7 苦情の処理

通話録音装置の設置及び運用に関する苦情の処理について定める。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の制定について

長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の防止と警察への捜査協力のほか、学校等における教育指導及び保育上の紛争の防止を目的として設置する通話録音装置及び蓄積データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 市立の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の用に供する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する装置をいう。
- (3) 内部蓄積データ 通話録音装置により録音され、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。)に保存された電磁的記録をいう。
- (4) 外部蓄積データ 通話録音装置により録音され、外部電磁的記録媒体に保存された電磁的記録をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置等の管理に当たっては、長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)に基づき適正な管理を行うため、管理責任者をおき、各学校・園の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用にあたり、必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。
- 3 管理取扱者は、管理責任者が命じた者をもって充てる。
- 4 管理責任者及び管理取扱者は、管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)以外の者に、通話録音装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者及び管理取扱者は、内部蓄積データ及び外部蓄積データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置を設置したときは、その旨及びその利用目的を学校等の公式ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(事前告知)

第5条 学校等の職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に対し録音すること及び録音の目的を告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の告知がある等事件性が疑われるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがある内容を含むと認められるとき。
- (3) 前2号のほか告知しないことについてやむを得ない事由があるとき。

(内部蓄積データ等の保存及び廃棄)

第6条 内部蓄積データ及び外部蓄積データの保存期間は、録音された日から2か月間とする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、相当な期間延長することができる。

2 前項に規定する保存期間を経過した内部蓄積データ及び外部蓄積データは、上書き等の方法により消去する。

3 内部蓄積データ及び外部蓄積データは、録音した時のままの状態で作成するものとし、複製及び改変してはならない。ただし、複製については、第1条の目的を達成するため特に必要があると教育長が認める場合は、この限りでない。

4 管理責任者は、外部蓄積データが記録されている外部電磁的記録媒体及び前項ただし書の規定により複製した場合に複製されたデータが記録されている電磁的記録媒体(以下「複製物」という。)を、施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。

5 複製物は、第3項ただし書の必要がなくなったときに、破棄しなければならない。

6 管理責任者は、複製物を破棄する場合には、破砕等複製物に記録されている電磁的記録が再現不可能となる方法によるものとする。

(運用等)

第7条 管理責任者及び管理取扱者は、長浜市情報公開条例(平成18年条例第17号)及び長浜市個人情報保護条例に則して、通話録音装置を運用しなければならない。

2 内部蓄積データ及び外部蓄積データを第4条により公表した利用目的以外の目的のために利用し、又は提供する手続並びにこれらのデータの開示に係る手続については、長浜市情報公開条例又は長浜市個人情報保護条例により行うものとする。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員を別紙のとおり任免することについて、委員会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

平成31年長浜市議会第1回定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
改革ながは ま 柴田 光男	市内学校でのICT教育にはまだまだ遅れている。教育の幅を広げ、今日の社会に対応すべき人材を育成する観点からも、ICT教育の重要性をどのように捉えているか問う。	急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、従前の授業スタイルに加え、当たり前になりICT機器を活用する時代となる。今や、ICT教育の推進は、必要不可欠であり、重点的に取り組まなければならない最先分野と考えている。 今後は、今年度策定した『第1次長浜市学校ICT環境整備計画』に基づき、より効果的なICT機器の整備を行い、併せて教員のICT活用能力や授業力の向上、ならびに児童生徒の主体的な学びの育成をめざしていく。	教育長	教育指導課
	英語教育について、小学校でめざすところと、中学校への継続について問う。	本市の小学校では、英語に慣れ親しむとともに、英語を使って自分や自分のまわりのことを広く発信できる子どもの育成をめざしている。この度国から示された小学校英語の目標には「外国語を通じて、コミュニケーション能力の基礎を養う」とあり、本市のめざす英語教育は、この国の流れに即したものである。 本市では、中学校への接続をより円滑にするために、早い段階から文字指導を取り入れ、高学年での「書くこと」の指導の充実を図っているところである。また、小学校での学習を踏まえた継続的な指導が行えるよう、特に中学1年生で市独自のカリキュラムをすでに作成しており、小中連携を意識した英語教育を進めているところである。	教育長	教育指導課
	(再問) 特にリスニング力が重要ではないか。小学校・中学校のつながりを計画的・系統的にしていかなければならないと考える。	同感である。従来の英単語を覚えるという時代から、耳から英語に慣れ、英語的な思考で物事を考えられる、表現できるという力が非常に大事になってきている。国の方針でも、3・4年生で「聞くこと」「話すこと」を中心に、5・6年生では「読むこと」を段階的に加えていくとされている。これは本市でもすでに十数年来取り組んでいるところであり、本市ではさらに小学校1年生の段階で、まず英語に楽しく慣れ親しむことから始まり、低・中・高学年を通じて、段階を経て英語教育を実施してきた。 ご指摘のように、小中学校の連携が課題であり、	教育長	教育指導課

		作成した小中一貫カリキュラム等に加え、中学校では英語教育はオールイングリッシュの授業が求められる。それに対応した小・中学校教員の英語指導能力の向上も合わせて図っていき、長浜市の子どもたちが、真にグローバルな社会で活躍できるように、全力を尽くしていきたい。		
	小中学校の発達段階における主権者教育は次代を担う子どもたちにとっては大変意義深いことである。長浜市における主権者教育について問う。	<p>主権者教育については、全教育活動を通じて、身近な課題を主体的に捉え、判断し、行動できる子どもを育成することが真のねらいであると認識している。</p> <p>先に実施された子ども議会では、多様な質問を積極的に出し、身近な問題を真剣に考える子どもの姿が見られ、たいへんうれしく思った。このような子どもが1人でも多くなるよう、学級や学校、地域のために自分は何ができて何をすべきかを考え、行動できる子どもを発達段階に応じて、育成していきたい。</p>	教育長	教育改革推進室
新しい風 竹本 直隆	幼稚園、保育園、小学校、中学校等公共施設の統廃合を示し公共施設等のマネジメントを明確にすべきと考えるが当局の見解を問う。	<p>公共施設のマネジメントについては、「長浜市公共施設等総合管理計画」における目標や方針を実現するため、施設類型ごとに具体の対応方針を定めている。その中で、教育関連施設については、平成31年度の主要な事業として提案している「学校施設等長寿命化計画」により、施設の老朽化の実態を把握し、施設整備の基本方針や改修等の優先順位付け、平成32年度中を目途に短期・長期的な改修計画等を定めることとしている。</p> <p>一方で、子どもたちが多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境づくりのためには、一定規模の集団を確保する必要があると考えている。</p> <p>したがって、常に子どもを中心に据え、保護者や地域の理解を得ながら、学校、園がより良い育ち、学びの場となるよう、施設の長寿命化や適正配置を進めていきたいと考えている。</p>	教育部長	教育総務課
	(再問) 入園児が極端に少ない幼稚園は統合をしていくのか。	今年度、園の再配置の考え方を整理したところである。この考え方をもとに、民間企業の誘致や教育保育環境について地元と協議する中で認定こども園化も視野に進めていきたいと考えている。	教育部長	教育総務課・幼児課
	本市もスクールロイヤー制度を導入して教員の負担を軽減しては	議員仰せのとおり、法律が制定されたいじめ対応のほか、不審者や事故等が発生した場合の安全配慮義務に関わる対応、困難な状況に陥った保護	教育長	教育指導課

	<p>どうかと提案するが、当局の見解を問う。</p>	<p>者対応など、学校現場でも、法的な判断が迫られる事案が発生している。</p> <p>本市においては、教育委員会の事業として、平成28年度より弁護士による定期相談や個別相談、研修会を実施している。今後は、この事業をさらに充実させ、議員ご提案のスクールロイヤー制度に近づけていけるようにと考えているところである。</p> <p>弁護士から助言をいただき、困難な事案が早期に適切に対応できるよう今後も努めていく。</p>		
	<p>「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」に示される無償化により、本市の財政に及ぼす影響と財政措置に対する民間を含む利用料金の対応について、当市の今後の財政計画を問う。</p>	<p>国の幼児教育・保育の無償化については、3歳から5歳のすべての子ども、そして0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象に、本年10月から実施されることとなっている。</p> <p>また、本市の多子世帯への応援施策である、第2子半額、第3子以降の無償化については、次年度も継続していく。</p> <p>国の無償化制度と対象者が重なる部分で、本市の財政負担が軽減されることから、その分については、無償化制度の主旨に沿って市長部局とも協議を重ね、長浜市総合計画重点プロジェクトの一つである、子育て応援プロジェクトの更なる充実に向けて反映させていきたいと考えている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>保育のキャリアアップと処遇改善について、「潜在保育士」などを職場復帰願えるよう対応すべきと考えるが当局の見解を問う。</p>	<p>幼児教育職員のキャリアアップについては、経験年数に応じ「ステージ研修」を行い、保育力や保育者の資質の向上をはかっている。また、保育に専念できるよう、事務員、看護師や養護教諭、通訳兼保育支援員などを配置するとともに、臨時職員においては、担任手当や昇給制度を設けるなど、処遇改善を進めている。</p> <p>「潜在保育士」については、「保育士等登録制度」を設け、採用予定の情報提供や、保育経験のある人への積極的な声かけを行うなど、職場への復帰を促している。加えて、保育士資格等を有しながら、現在勤務していない人の再就職と定着を応援する「再就職定着応援金制度」を昨年10月から施行し、保育士確保に努めている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>(再問) 長浜市の保育士処遇改善は進んでいるが、依然として待機児童が発生している要</p>	<p>議員仰せのとおり、待機児童はエリアごとに大きく異なっている。まずは、人材確保を考えており、三つの支援策である「再就職支援」、「居住支援」、「奨学金返済支援」をしっかりと全国にPRし</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>

	<p>因は、保育士不足と入所希望地域の偏りにあると思う。解決に向けてどのように考えているのか。</p>	<p>保育士確保に向けて取り組んでいく。また、待機児童が多い中心市街地エリアについては、民間等へ依頼することにより必要な地域で確保できるよう進めていきたい。</p>		
	<p>プログラミング教育の導入についてのスケジュールについて、「各学校の創意工夫により、様々な単元等で積極的に取り組む」とされているが、現状はどのような計画を立てているのか問う。</p>	<p>教育委員会では、2020年度からの全面実施に向け、学習用コンピュータの整備、プログラミング教育に係る先進的な取組事例の収集、プログラミング教育に関する研修、授業づくりに関する研究等、具体的な取組を進めてきた。</p> <p>併せて、昨年末に地元企業より寄贈いただいた、ロボット型のプログラミング教材の貸出を行い、既に、小学校3校にて、試行実施を進めてきた。</p> <p>次年度は、モデル授業を実施するなどして、より多くの教員が研修できる機会を設け、プログラミング教育の全面実施に向け、引き続き、全力で取り組んでまいる所存である。</p>	教育長	教育指導課
	<p>学校内でのICT（情報通信技術）環境の整備について、学習用コンピュータの整備は対応できているのか問う。</p>	<p>ご指摘の通り、プログラミング教育を進めるための環境整備は重要である。現在、各校のパソコン教室には、一学級の児童生徒全員が一人一台のコンピュータを使って学習できる環境が整っている。また、今年度からは、パソコン教室のコンピュータ機器更新を進めるとともに、タブレットの導入等、グループ学習に対応する学習環境の整備を進めている。</p> <p>次年度からは、今年度策定した「長浜市学校ICT環境整備計画（第一次）」に沿って順次、普通教室に大型提示装置を設置していく予定であり、これらのICT機器等を活用しながら、プログラミング教育を進めていきたい。</p>	教育長	教育指導課
	<p>教師の指導体制について、どの教師でも教えられるのか、また、教師についても不安がないのか問う。</p>	<p>プログラミング教育の全面実施を控え、趣旨や目的に対する理解、指導力等に教員個々の差があることは認識している。</p> <p>文部科学省からは、プログラミング教育を進めるための手引きが出されており、教育委員会としても、昨年より研修機会を設けるなど、教職員の不安を解消し、指導力の向上に努めている。</p> <p>今後は、全教員を対象として、専門家からプログラミング教育について学ぶ機会を設け、具体的な事例を共有しながら、子ども達がプログラミングの楽しさや面白さ、達成感を味わえるような取</p>	教育長	教育指導課

		<p>組を進めていく。</p> <p>併せて、ICT教育機器を活用した指導技術の習得等、経験や能力に応じた実践プログラムを実施することで教員個々の指導力を高め、児童生徒の学力向上に努めていく。</p>		
	<p>4月の改正入国管理法施行に伴い、外国人の増加が予想されるが、職場や学校現場など、本市ではどのような課題と対応策を考えているのか問う。</p>	<p>日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加しており、一部の学校に集中する傾向も見られている。海外から直接転入してきた子どもには、日本の学校生活に慣れるための初期指導が必要になってくる。また、特別な支援を必要とする子どもも増加傾向にあり、対応も多岐にわたっている。</p> <p>現在の主な施策としては、サポート支援員や学習指導員の派遣等を行い、学校では日本語能力に応じたグループ別指導を取り入れるなど工夫を図っている。</p> <p>これまでも外国人児童生徒に学力をつけ、進路を保障する取り組みを進めてきたが、今後も、彼らが長浜や日本で生きていくために必要な力を身につけられるよう、更に個の能力に応じた指導体制の充実を図っていく必要があると考えている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育指導 課</p>

◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
高山 亨	<p>すべての小中学校に司書が配置されたが、司書の短時間2校兼務の配置では学校及び教員との十分な連携が取れないと指摘されている。</p> <p>今後の司書配置（増員や勤務時間の延長等）の充実の方向について問う。</p>	<p>本市では、子どもの「文章を読み解く力」や「情報を活用する力」を伸ばすために、県下に先がけて学校司書の全校配置を行ってきた。その成果として、市内すべての学校の読書環境は充実したものになってきている。</p> <p>今後は、学校や司書からの意見を伺いながら、全国学力調査等の結果も分析しつつ、学校司書の効果的な活用方法について研究していくことで、子どもたちの学習への効果をさらに高めていきたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導 課</p>
	<p>（再問）来年度は予算が減っていると聞かすが、充実した図書指導や、学校及び教員との十分な連携ができるような改善策についてどう考えているか。</p>	<p>児童生徒や教員の授業での図書館の利用状況、また、学校司書の取組や教員との連携の状況を把握し、学校司書の活用方法について検証していく中で、学校司書の活用内容が充実するよう力を入れていく。</p> <p>また、ビブリオバトルを開催し学習効果を上げている学校や、文学賞の入選が38人中11人とい</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導 課</p>

	う学校もある。そういった学校における学校司書の活用方法等を参考にし、学校司書の意見も聞きながら、司書の配置について検証し、改善を図っていく。		
学校図書館司書の任用期間について、かつては5年契約となっていたようだが、近年は1年以内の任用期間となっている。勤務時間や勤務形態とともに、このような不安定な雇用で、充実した読書活動を推進していけるか。	<p>学校司書の任用期間については、「長浜市臨時職員の任用等に関する要綱」に基づき定めているところである。</p> <p>教育委員会としては、先の質問でお答えしたとおり、学校司書の効果的な活用方法について検証し、学習への効果をさらに高めていくことで、より良い読書活動を推進していく。</p>	教育長	教育指導課
(再問) 学校司書からの希望があれば、同じ学校で数年続けて任用していただけるという認識でよいか。	年6回の学校司書連絡協議会の中で、学校司書と担当との意見交流を行っている。その中で出た意見や要望をもとに、市教委として、極力、学校司書の要望に添うような形で進められるよう考えていく。	教育長	教育指導課
増える外国人の生活課題は、その児童・生徒の課題でもある。具体的な生活課題について問う。	<p>児童・生徒の抱える生活課題として、第1に、保護者の就労の不安定さによる経済的な課題が挙げられる。保護者の就労が安定しない家庭も多く、長期的な見通しが持てないために、学習意欲が高まらず、進路選択に影響するケースも見られる。</p> <p>また、親子間のコミュニケーション不足という課題も出てきている。子どもは日本の文化や生活に慣れるのが早いですが、保護者は母語のコミュニティーで生活続けるために、親子間で言語や文化の違いが生まれ、良好な親子関係が築けないケースが発生している。</p> <p>さらには、保護者の日本の教育制度に関する理解不足や文化の違いから、児童・生徒への対応が変わる様子が見られ、不登校気味になっても関心を示さず、子どもたちの生活習慣が乱れることもある。</p> <p>いずれも言葉や文化の違いによるものであることから、外国人親子が孤立することなく地域に馴染めるよう、民間団体のお力も借りしながら、様々な角度から支援していきたい。</p>	教育部長	教育指導課
教育・生活支援で重要なものが、先ず言葉	日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校では、日本語教室を開設し、各々の状況に応じ	教育部長	教育指導課

	の問題であり、日本語教育指導と通訳の配置だと思われるが、これまでの取組と、さらなる外国人児童生徒の増加を見込んでの今後の支援策を問う。	た日本語指導を行っている。 <p>県費の加配教員や非常勤講師に加えて、本市では、在籍校を巡回して母語支援を行うサポート支援員 10 人を配置している。また、特に在籍の多い学校には、「外国人児童生徒学習指導員」を配置し、学習面・生活面での指導の充実を図っている。</p> <p>今後、対象児童生徒が増加することを見据えて、次年度は「サポート指導員」の増員など、支援の強化を図る予定である。</p>		
	(再問) 通訳の待遇について、報酬が年度末に一括で払われるというような話を聞いたが、どうか	月ごとに支払いしている。月払いであるべきであると考えている。	教育部長	教育指導課
	(再々問) どういう人材を通訳としているか。市で育って教員になった方もいると以前説明があったが、そういった方に通訳になっていただいてはどうか。	具体的に人数は把握していないが、先の方は現在も長浜市で教員として活躍してもらっている。 <p>個人的な意見ではあるが、クラスから取り出して日本語習得をというスタイルではなく、愛知県で当たり前のように行われているように、子どもたちがクラスの中で交流しながら習得していく方法の方が良いと考えている。</p> <p>来年度中には、ある程度具体的な形にしていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
矢守 昭男	長浜北部学校給食センターが昨年にオープンしてから今日まで、様々な問題が発生していないか問う。	昨年オープンした長浜北部学校給食センターでは、これまで、調理過程における異物混入の可能性があり献立を変更したケース、また、先月、調理員 1 人が、症状が出ない状態で検便からノロウイルスの陽性反応が出たことにより給食の中止を行ったケースがあった。いずれも、子どもたちの安全を最優先に考え判断したものである。 <p>今後も、安心安全で美味しい給食が提供できるよう細心の注意を払っていく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	各学校給食センターの運営を外部委託したことで給食の調理方法や基準などに問題はないか。また、更なる検討により、子ども達に笑顔のある楽しい給食、美味しい給食が提供できないか問う。	安全で安心な給食を安定して提供するため、最新の設備を導入するとともに、衛生管理の徹底を図っている。外部委託後も、以前と同じ栄養教諭が献立を作成し、味付けの確認を行っており、調理方法や摂取基準なども変わりはなく、業者においてもしっかり取り組んでいただいている。 <p>1 月に開催された子ども議会において、皆さんが給食を楽しみにしている様子をご紹介いただき、とてもうれしく思った。これからも、学校現</p>	教育部長	すこやか教育推進課

		場と給食センターの連携を密にするとともに、子ども議員からご提案いただいた児童生徒に対するアンケートも定期的実施するなど、楽しい給食、美味しい給食の提供に向けて努めていく。		
	東中学校でICT教育の先進的な取組が実施されたが、その後、各中学校に対してどのように展開されたのか、東中学校の成果が、水平展開され効果が上がっているのか問う。	東中学校の取組から、大型提示装置を活用することによって、生徒の理解が深まったり、指導方法の幅が広がったりするといった成果が得られた。これらの成果を市内各校に広げるため、この度ICT環境整備に係る新たな計画を策定したところである。	教育長	教育指導課
	(再問) 先進地の事例を生かし、先生や子どもからみて使いやすいような状態にすることについて、具体的にどうしていくのか、今後の見通しを問う。	<p>経済産業省が取り組んでいる「未来の教室」という事業があり、東京の麹町中学校でのEdTechによる個別最適化学習が展開されている。これは、学習の進度に応じて子どもたち一人ひとりが学習を積み重ねていける学習スタイルで、特に数学科において効果があると聞いている。市教委としても、学力向上策の一環として調査研究を開始している。こういったことも含めて、目的を明確にしたうえで、導入ならびに取組を進めていきたいと考えている。</p> <p>第1次整備計画については、大型提示装置とデジタル教科書を整備し、まずは一斉授業の中で現場の先生方に十分活用いただき、その後、次の段階で例えばタブレットの導入を順次行う中で、子どもたちの成果を具体的に数値ではっきりと把握していきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	ICT機器の普及と支援の在り方について、大規模校と小規模校では異なるのではと思うが、今後のICT化計画について問う。	児童生徒がICTを活用した教育を受ける機会を公平に享受するため、第1次整備計画に基づき、市内全ての学校の普通教室に大型提示が可能なICT機器を配備し、どの学校、どのクラスでもデジタル教材等を日常的に授業で活用できるICT環境を整備していく。	教育長	教育指導課
	草津市では教育用ロボットをパイロット的に導入し、子ども達が楽しく教材と触れ合うことで、興味とやる気を喚起していると聞く。この点を問う。	ICTを取り入れた先進的な取組は重要であると考えている。先の「新しい風」の会派代表質問で竹本 直隆 議員にお答えしたとおり、教員の研修等も含めて、今後、積極的に取り組んでいきたいと考えている。	教育長	教育指導課

	<p>今後の学力向上に向けては、学力テストの結果を共有することも必要だと考える。教育長として、全国学力テストの結果の開示について、どのように考えているか。</p>	<p>昨年の9月議会でも答弁したように、本市では、平成31年度を長浜市教育改革元年と位置付け、21世紀を生きていく子どもたちに必要な学力を高めるべく、『「未来をになう長浜っ子」育成プロジェクト』を立ち上げた。</p> <p>ご指摘の全国学力学習状況調査結果の公表についても、概要等については、すでに文章等で各校から公表しているところである。より説明責任を果たす、十分な公表を具体的に考えていきたいと思っている。</p>	教育長	教育指導課
鬼頭 明男	<p>中学・高校の女子制服にスラックスを導入する学校が、全国で630校以上に広がっている。女子生徒にとっては、防寒対策としてスラックスの方が良いと感じている子が多いのではないか。制服の多様性について見解を問う。</p>	<p>中学校の制服については各学校で定められており、男子女子で制服が定められているところや女子のズボンも定められているところもあり、性別なく定めているところなど、様々である。</p> <p>今後においても、制服について多様性を求める要望等がある場合は、生徒や保護者の意見を踏まえ、各学校において検討していくものと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 今はまだスラックスは少ないが選択肢を広げて欲しい。</p>	<p>先ほど答弁したとおり、教育委員会で制服の制限は設けていない。各校の制服について歴史や伝統があるが、生徒から変更の要望等がある場合は、生徒間、先生、保護者等の中で話し合い、各学校の中で検討していただきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>平成30年入所者で第1希望でない園に入所した人は69人、待機児童については50人前後になると聞いている。受入整備状況と待機児童の調整の状況について問う。また受入整備については、移動される方に理解いただくことが重要だが、順調なのか問う。</p>	<p>受入整備状況は、園児数の増加を見越し、ここ2年で定員を169人増やしてきた。しかしながら、保育士不足、保育ニーズの高まり・変化等により、待機児童が発生している状況である。</p> <p>また、保育所等の利用申込みにあたっては、希望園を第3希望までご記入していただいているが、定員超過により第1希望の園に入れられない方もいる。最近では特定の園を希望される保護者も顕著で困難を極めるケースもあるが、時間をかけて相手の想いを十分に受け止め、丁寧な説明に努め、第2希望など他園への案内を行っているところである。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 入園受付について、現在は前年10月となっているが、も</p>	<p>入所までの期間が3年4年と長いので、各ご家庭の状況も変わり受入予定に差異が出るため、今のところ、現状どおりと考えている。</p>	教育部長	幼児課

	<p>っと早めて4ヶ月検診時に行い保護者の意向を聞けば、受け入れ態勢が整うのではないか。</p>			
	<p>正規・臨時職員が少しでも長く職に就きたいと思えるように、保育士の確保に向けての取組の参考とするためにも、全保育士を対象にしたアンケートの実施について問う。また、待機児童をゼロにするためには、どれくらい施設の増設が必要で、何人の職員が必要か問う。</p>	<p>園職員の職務に関する意見や希望については、「自己申告書」や「勤務状況報告書」の中で把握し、率直な現場の声を吸い上げ、園内業務を見直し、負担軽減を図っているところである。また、園長との面談を通じて各職員の思いや要望を聞き、職場環境の改善に努めているところでもある。</p> <p>保育士確保や職場改善など積極的な提案については、園で話し合って是非ご提案いただきたいと思うし、話せる職場づくりが何より大切だと思っている。</p> <p>待機児童については、園ごとに発生するものであり、一概には言えない。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>(再問) 園で働くことの辛さなど、本音を聞くためにチェックシート式の無記名アンケートを提案するが、当局の考えを問う。</p>	<p>議員のご提案について、園職員の本音が把握できる方策を検討していきたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>
<p>中川 勇</p>	<p>幼児教育の無償化が今年10月から実施予定であること、また新年度に向けて待機児童数が相当数増加している中で、受け皿についてどのように対処しようとしているのか問う。</p>	<p>子育て世代の生活スタイルの変化や女性の就業率の向上等により、保育所・認定こども園長時部のニーズが高まる中、保育の受入体制を確保し、待機児童解消につなげることを目的とした、「長浜市の幼稚園・保育所等施設再編の考え方」を策定し、2月の総務教育常任委員会で報告させていただいたところである。</p> <p>この中では、「民間活力を最大限活用する」ことや、「地域の保育ニーズを反映する」ことなどを基本的な考え方とし、保育士確保策との両輪で待機児童の解消に向けて取り組んでいく。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
	<p>(再問)「長浜市の幼稚園・保育所等施設再編の考え方」にある将来の就学前児童の推計値は、何の数値を元にしているのか。</p>	<p>基本は、住民基本台帳の数値をもとに算出している。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>

<p>(再々問) 人口ビジョンでは、転入者等により少しでも人口減少の歯止めをかけるということだが、その期待についてどう考えているかを問う。</p>	<p>原則として、子どもの数は減少していくことが前提である。ただし、転入者の期待も当然ある。付け加えると、早期的な取組と中期的なものを両輪として進めていく。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
<p>平成27年度から平成30年度にかけて全体的に幼稚園児数が減少しているが、この状況をどのように判断しているのか問う。また、保育料の第2子半額、第3子以降の無料化との関連はないのか問う。</p>	<p>幼稚園の園児数の減少については、保護者のニーズや生活スタイルの変化によるものが大変大きいと考えており、多子世帯への支援策がダイレクトに影響しているとは考えていない。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
<p>(再問)「再編の考え方」の中で、幼稚園型認定こども園が示されているが、預かり時間が2時間のびるだけでは幼稚園児数の減少に対応できないと思う。園区制も含めてどう考えているか。また、給食費の違いによる影響はどうか。</p>	<p>一点目について幼稚園型認定こども園の場合も長時部については、園区制をとっていないので園区外からの子どもも受け入れられるようになる。また、二点目の給食費との関係について、給食費の負担が要因であるという判断は、根拠には乏しいと考えている。長浜市は、県内の他市をリードしてきた100年の歴史があり、魅力的な幼稚園を残していくべく、平成24年に就学前部門を教育委員会に一元化して取り組んできている。</p> <p>いずれにしても、早期にできることと中期的に取り組むことの両輪で進めていきたいと考えている。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
<p>「子育て世代から選ばれるまち」に向けた取組の推進、待機児童数増加への対応、幼稚園児の減少計画に伴う園運営などを総合的に考慮し、民間活力の導入も含め早急に認定こども園化に向けて取り組む必要があると考えるが、見解を問う。</p>	<p>議員ご指摘の点については十分に認識しており、これに基づいて、園再編の考え方を取りまとめたところである。</p> <p>この考え方に基づいて、具体的に計画を進めていくにあたっては、地元のニーズや思いをしっかりと受け止め、対話を重ねて進めていく必要があると考えている。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>

<p>(再問) 幼稚園の認定化のハードルは高いと考えている。民間活力の導入について、関係事業者等への働きかけの具体的な取り組みについて問う。</p>	<p>現段階では、市内にある保育職養成学科のある滋賀文教短期大学と様々な協議をしており、次年度からインターンシップの取り組みを始める予定である。また、企業関係では、人材派遣の事業者へ足を運んで協議も行っている。今後も民間企業等へ出向き参入を促したい。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
<p>(再々問) 幼保連携型の認定化を進めるにあたっては、民間参入のインセンティブが必要と考えるがどうか。また、整備についても民間でと思うがどうか。</p>	<p>認定こども園化のハードルは高いが、選択肢の一つとして考えている。長浜市の幼稚園では、それぞれ地域の特色を生かした教育を実施している。民間活力の導入を推進していく中でも、市として残すべきところはしっかり残していくことが重要である。長浜の自然や伝統文化をしっかりと活かしていくことが必要である。今後も市議会議員各位や地域や保護者の意見をいただき、魅力的な青写真をつくっていききたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>幼児課</p>
<p>平成31年度予算における「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金」の年度末現在高は1億7千万円強と説明を受けているが、当該基金で財源はいつまで充当できるのか、また基金の不足額対応はどのように考えているのか問う。</p>	<p>本基金については、平成27年6月策定の「長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するために創設されたもので、5か年戦略として位置づけられていることから、平成31年度に見直し等も含めた終期を迎えることになる。</p> <p>しかし、政府における地方創生の動向によっては、本総合戦略の延長や新たな総合戦略等の策定も考えられ、当該基金の終期について答えるのは難しい。</p> <p>本事業については、関係課と調整しながら、引き続き取り組んでいきたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
<p>(再問) 平成28年第1回定例会の私の質問の中で、基金の活用に限らず本事業導入への思いを継続すべく必要な財源の確保を図りたいと答弁されている。</p> <p>国からの財源は不透明だが、一般財源を投入してでも継続していく意向は今も変わっていないのか。</p>	<p>国の方で次期の総合戦略の策定が予定されているので、まずは国の動向を見極めていきたい。</p> <p>どの事業も同様に目的と成果、満足度と必要な財源を充て込めるかを総合的な評価の中で事業の予算化をしている。</p> <p>この制度は一般財源を2分の1投入しているが、その他必要な財源が見込めるかという中で事業化や予算化を進めていく。</p>	<p>総務部長</p>	
<p>今回給食センター方式に全面移行されたこ</p>	<p>学校給食の食材は調味料も含め、長浜市学校給食会が手配している。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進</p>

<p>とにより、特に調味料（味噌や醤油等）についても地元での納入が容易になったのではないかと考えるが、現在における調味料の地産地消の状況（割合）について問う。</p>	<p>基本調味料には砂糖や塩、お酢、醤油、味噌などがあるが、現在地元産を使用しているのは、醤油が約60%である。</p>		<p>課</p>
<p>（再問）味噌は原料が大豆であり浅井地域には良質な大豆が栽培されているので、通販等もされていると聞いている。センター方式化となり、1つの事業所からの供給は一定困難だと思うが、共同組織による納入は可能だと考える。調味料の地産地消について積極的に検討されたのか。</p>	<p>地元の地産地消については醤油しかないのが現状である。味噌は1か月単位で入札するが、納品を確実にしようと思うと1年前から製造の準備が必要となると聞いている。市内で同業者が複数登録されているため入札により業者決定することになるが、確実に納入できる担保が無い状況のため、応札に至っていないのが現状である。</p> <p>また、「長浜の日」というメニューを設けて長浜産の味噌を指定して入札するが、応札が無い現状もある。合わせて地元業者が参加されても市販の味噌を納入されていることもある。地元業者に対しては大量発注するとなかなか厳しいと聞くので、分割発注や入札回数を小刻みにして増やすという工夫をしている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>すこやか 教育推進 課</p>
<p>（再々問）福祉施策でなく、市民全体で見守る施策なので、これまでの仕組みを大きく変える必要があると思う。従来の登録業者から納入する以外の仕組みは検討されていないのか。</p>	<p>基本的には登録業者をお願いするが、登録業者が二の足を踏む現状も見られるため、沢山の業者に登録していただくよう声をかけている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>すこやか 教育推進 課</p>
<p>学校給食の無料化は、福祉施策ではなく市民全体で支えることとしていることから、地域経済の循環も考慮し、地元業者からの納入100%の割合で地産地消すべきと考えるが、見解を問う。</p>	<p>学校給食における地場産品の使用状況について、米は長浜市産コシヒカリを100%使用している。副食に使用する野菜は、たまねぎ、キャベツ、にんじんなど主要な野菜16品目について、旬の時期に地場産を指定して発注し、可能な限り地元食材を購入するよう指導している。また、給食の物資納入登録業者は59業者で、うち地元業者が42業者と約7割を占めている状況である。</p> <p>こうした地元業者の協力のもと、安心して安全な地場産品を学校給食に取り入れることができ</p>	<p>教育部 長</p>	<p>すこやか 教育推進 課</p>

		<p>ば、地域経済も活性化し、市内業者の育成にもつながると考えている。</p> <p>そうしたことから、扱い量の少ない地元業者も納入できるよう、発注数量を分割するなど見積りに参加しやすい工夫をしている。</p>		
	<p>(再問) 県外業者でなく市内業者がかかわり地産地消の中で学校給食を支えることが必要だと思う。</p> <p>市民がつくる野菜が子どもに食されるという郷土化をすれば地域循環が生まれると思う。給食を市民全体で支える姿が必要と思うが、今後も従来の方法でいくのか。</p>	<p>地域経済の循環も大変重要な視点であるが、安心・安全な食材を安価に入れることが肝要だと思う。食材費はストレートに給食費に反映されてくるため、保護者や市民の負担増につながることをご理解願いたい。その中で、分割発注や、「長浜の日」で特定の長浜産が入る仕組みをつくっていく方法もある。農協や道の駅が小規模な農家をまとめて提供する集合体の登録も見られる。こうした地元業者の協力を得ながら進めるとともに、沢山の業者に登録してもらおうような働きかけや、情報提供をしていきたい。</p> <p>なるべく地産地消に向けて、地元産の活用に向けて取り組んでいく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登	<p>4月以降、どのような具体的対策でいじめに立ち向かうか問う。</p>	<p>新学期のいじめの未然防止として最も重要な点は、早く学級担任と子ども達の間で信頼関係を結ぶことである。そのために、可能な限り担任は子ども達のそばにいて、様々な方法を通じて子ども達との信頼関係が築けるように関わっていく。</p> <p>さらに、そうした子ども達の信頼関係の上に、学級集団の質の向上を図り、子ども達がお互いを認め合い、互いの絆を深めることができるような温かい集団を作り上げていくことも重要である。</p> <p>ただ、これらのいじめの未然防止の方策と並行して、積極的ないじめの認知や対応を進め、全教育活動を通じて、子ども達を守り育てていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>中学生の10人に1人が不登校傾向であるといわれている。理由は学業に関するものが目立つが、不登校傾向の生徒に手をさしのべることは急務だと考えている。不登校傾向の子どもたちへの対策について問う。</p>	<p>本市では、子どもたちの困り感に早期に気づくため、日頃のコミュニケーションを大切に、日記指導、アンケートによる調査、定期的な個別面談などを行っている。</p> <p>学校へ行きづらくなった子どもたちには、その子どもたちの状況に応じた指導・対応を進め、様々な関係機関や専門家と連携するなど、組織的な対応を進めていく。</p> <p>行き渋りの要因の一つである学力向上の問題については、授業のユニバーサルデザイン化、地域</p>	教育長	教育指導課(教育センター)

	<p>の人材やICTの活用等により、「わかりやすい授業」「魅力のある授業」を子どもたちに提供できるよう教育委員会・現場が一体となって尽力しているところである。</p> <p>今後とも、子どもたちの変化に早期に気づき、学校への適応につなげる支援に努めていく。</p>		
<p>(再問) 教員の激務が続いている。働き方改革の観点から、授業時間を増やすのは難しいと思う。その点についてどの様に考えているのか問う。</p>	<p>近・現代史など教える内容は増加しており、指導要領の改訂に伴い増加しているのも事実である。教員は目の前の子どもたちを中心に考えている。学校に来られない子の家庭を訪問することに対して、勤務時間外だからと割り切った考え方をしている教員は、長浜市内にはいない。現場の教師は、頑張っている。校務支援ソフトの導入を進めて事務処理の軽減を図っていきたい。</p>	教育長	教育指導課(教育センター)
<p>(再々問) 不登校の原因は一人一人ちがう。原因がどこにあるか考えて対策を考えてほしい。</p>	<p>全てではないが、虐待を受けた子どもたちの親も、同様に虐待経験のある親が多く、負の連鎖が生まれている。個々の見取りをしっかりとし、アセスメントを行い、個に応じた支援策をきっちり作ることは、不登校に限らず特別支援に至るすべての課題のある子に必要である。個別の指導計画作りにも取り組み、不登校担当を中心に定期的に会議を開き情報を集め、早期支援に努めている。</p> <p>不登校が減少したとは言い難い。教育委員会も現場の教師も取り組むべき義務だと思っている。</p>	教育長	教育指導課(教育センター)
<p>読解力をつける教育は、小学校の低学年から必要であり、他府県でも取組は広がっている。今後、長浜市も読解力を重視していただきたいが、考えを問う。</p>	<p>ご指摘の通り、全ての学力の基礎は、読解力であると考え。本市でも全国学力調査などの結果から、小中学校ともに読解力に課題があると捉え、指導の重要性を感じて読解力の向上に努めているところである。</p> <p>読解力を育てるためには、ことばの力を高めていくことが重要だと考えており、子どもたちが幼いうちから文字や文章に親しむ機会を増やしたり、授業の中で必要な情報を選び出し活用するような学習活動を設定したりしている。また、昨年度から本市教育センターの研究テーマとして「学校図書館を活用した指導の工夫」を掲げ、授業における図書館活用の可能性も探究してきた。</p> <p>今後とも、取組の成果を検証しつつ、児童生徒の読解力の向上をめざし、教育委員会としても引き続き全力で取り組む所存である。</p>	教育長	教育指導課(教育センター)

<p>(再問) 読解力の基礎、ものを考える力は、小学校低学年での取組が大切である。高校入試でも、読解力がないと解答できないものが多いことを考えると、一律に検証を行う必要があるのではないか。</p>	<p>議員の意見に同感で、全国学力調査の国語Bは、読んで理解し自分の考えをもたないと解けない。 幼児期から低学年が非常に重要である。学校でも読み聞かせボランティア、一斉読書を行っている。また本とのふれあいができるよう、全校に学校司書を配置している。また、「速く読む」ということも効果的な学習だと考えている。全小学校で詩の暗唱にも取り組んでいる。 未来の長浜の子どもたちを育てるプロジェクトの柱の一つに据え、具体的な施策も考えていきたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課（教育センター）</p>
<p>(再々問) 読解力を身につけさせる研修をすることはどうか。</p>	<p>今のところ、具体的な計画はない。今の子どもたちと変わらない世代の若い教員が増えているので、どうしていくか考えていきたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課（教育センター）</p>
<p>合併前の区割りにより、学校が目の前にありながら、遠い学校に通学しているケースがあると聞いている。区割りについて問う。</p>	<p>先日の子ども議会では、私も議員と同様に、子どもの真摯な思いに身の引き締まる思いだった。 学校の区割りについては、少子化や人口の偏り、学校の統合等により多くの意見や課題があると認識している。この問題は、先人の考えや思い、願いで現在の区割りになった過程があるので、教育委員会が一概に決められるものではないと思っている。保護者の思いや住民の方々、子どもの率直な思いが一つになり、関係の学校間で変更に係る方向性が固まった上で問題に取り組んでいきたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>